

## 3.2 海岸保全の方向性

東京湾沿岸は、湾奥の江戸に幕府がおかれて17世紀以降、我が国の中心的な地域へと発展した。江戸時代の東京湾は、干潟・浅場や人間活動による適度な栄養の流入が水産物の生産を支え、江戸前の海として豊かな水産物を江戸100万の住民に供給していた。

明治時代から工業集積のために埋立てが進み、高度経済成長期には、臨海部に工業地帯が発展した。さらに首都圏への一極集中に伴って、人口や都市機能が高度に集積し、都市住民の生活を支える埋立地造成が加速した。これらにより、東京湾沿岸地域は、一貫して我が国の経済成長と首都圏住民の生活を支えてきた。特に、神奈川県沿岸は、背後に大都市を抱え、都市・港湾・産業機能の中心的位置を占める。しかし、このような沿岸利用形態が人々を海や水辺から遠ざけ、身近な海の利用を疎遠にする一因ともなった。

東京湾は、富津岬・観音崎間の狭窄部を境とした内湾と外湾で、地形特性が大別できる。内湾は、閉鎖性が強く静穏であるとともに、荒川、多摩川などの大河川が流入し、浅く平坦である。また、南西に開口部をもった細長く浅い地形から、台風などによる高潮の影響が大きく、これに加えて、地盤沈下に伴う低地帯に、人口や都市機能が高度に集積しているため、高潮からの防護が極めて重要となっている。一方、外湾は、外海の影響を受けやすく、海底が急峻な地形であるため内湾に比べて波浪が大きく、津波の危険性も高い。特に、大規模地震の発生の切迫性が指摘されていることから、津波に対する安全性確保も急務となっている。これまで、高潮や津波から人々の暮らしを防護するため、これまでも海岸保全施設や都市施設の整備が進められてきたものの、まだまだ大型台風などが来襲すると甚大な被害を被ることとなる。これらの対応のため、災害に対して全てを海岸保全施設等のハード面で対応していくだけでは不十分であり、警戒・避難等のソフト面の対策の役割は大きい。

本基本計画で対象とする神奈川県沿岸の内湾は、なすび型をした東京湾に位置する閉鎖された水域であることから干満差が大きく、また、湾口幅は約20kmと狭いため、湾口部で速い潮流が発生している。この湾口部を通り、多くの海生生物が出入りしている。外湾の観音崎から剣崎にかけては、砂浜・磯・藻場が多く残されており、水質も比較的良好なため、動植物の良好な生息地となっているとともに、多くの人に親しまれる海水浴場がある。

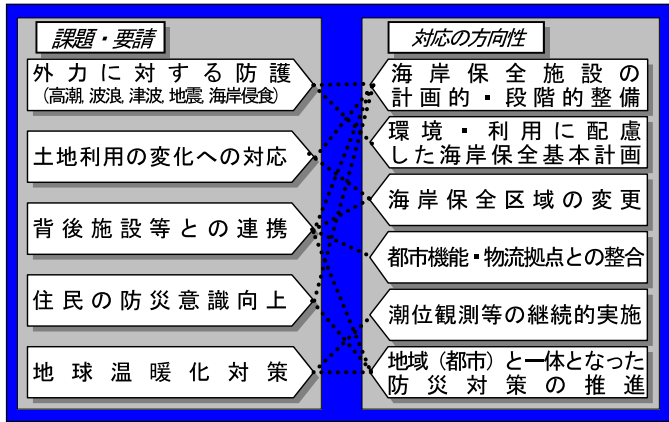
内湾は、高度成長期における都市活動の増大に伴い、首都圏からの汚濁負荷が流入し、水質悪化が進んだ。過去には、内湾にも、海水浴場や潮干狩場など広く分布していたが、高度成長期における水質悪化や臨海部の産業用地利用により減少し、人々と海岸の関わりも少なくなった。

これらの状況に対応するため、流域における排水規制や下水道整備などの対策が進んだため、昭和50年代以降水質は、昭和40年代の最も悪化した状態より改善されたが、近年は、ほぼ横ばい状態である。依然として赤潮や青潮が発生しており、汚泥の残存もある。しかし、減少していた水生生物の増加など、環境改善の兆しも見られ、貴重な干潟や浅場には、希少な動植物の生息が確認されている。さらに、多様な社会ニーズに応え、昭和50年代から砂浜や干潟・浅場の再生・整備とともに、レクリエーション拠点、人工海浜、海釣り施設などの親水空間の整備も進められてきた。また、湾岸道路、東京湾横断道路の開通などにより広域的なアクセス性も向上し、観光やレクリエーション活動の地域間交流も進んできている。余暇時間の増加、少子高齢化社会の到来、健康や環境への関心の高まりの中で、神奈川県沿岸に求められる役割は多様化し、年間を通じて開放された優しい海辺が要求されている。このような社会環境の変化を受けて、自然環境の保全と再生、人々に開放された海岸利用、歴史的資産との関連を考慮して、今後の方針を立案することが重要である。

神奈川県沿岸では、まず、人々の生命や財産を守ることを基本とし、人と生き物とが共生できる環境づくりを進めていくことを海岸保全の方向性として明確に打ち出すこととする。

**防 護**

課題と対応の方向性



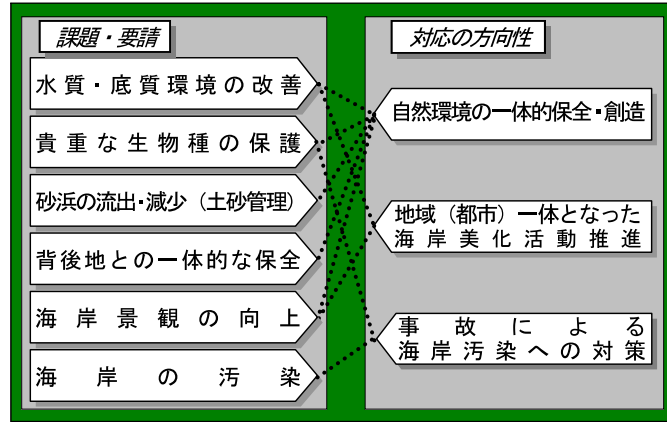
- ・海岸災害からの総合的な安全の確保
- ・地域(都市)の特色を反映した海岸
- ・官民・官官の連携による海岸づくり

海岸の目指す方向性

**都市機能を守る安全な海岸づくり**

**環 境**

課題と対応の方向性



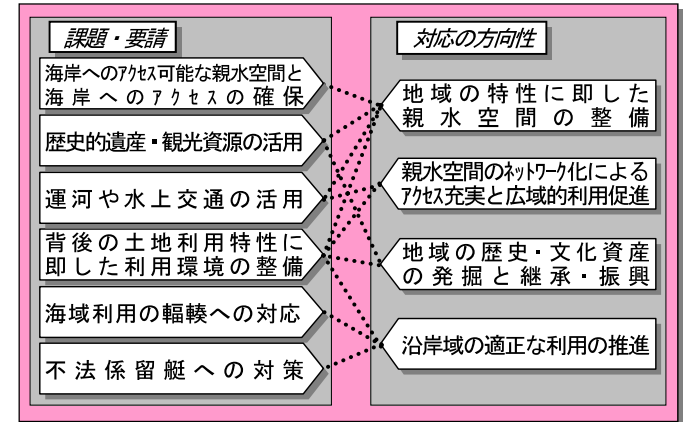
- ・自然と文化の調和する海岸
- ・生き物を育む豊かで美しい海岸

海岸の目指す方向性

**人と自然を育む美しい海岸づくり**

**利 用**

課題と対応の方向性



- ・地域の特性を活かした地域を育む海岸
- ・交流・賑わいを生む海岸

海岸の目指す方向性

**地域を育む賑わいある海岸づくり**

海岸保全のための基本理念

地域とともに歩み、人・自然・都市を育む、安全で、美しく、快適な海岸

## 第4編 海岸保全の目標と施策について

### 4.1 海岸防護の目標

海岸保全の方向性、海岸保全のための基本理念を踏まえ、防護すべき地域、防護水準など海岸防護の目標を以下に定める。

#### (1) 防護すべき地域

本基本計画において防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合に、海岸背後の人命や財産に対して被害の発生が予想される以下の地域とする。\*

##### ○高潮・波浪からの防護

防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とする。

##### ○津波からの防護

地域海岸毎に設計津波として設定した津波が来襲した場合の浸水区域とする。

##### ○侵食からの防護

現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響区域とする。

※港湾・漁港施設等について

港湾（ふ頭）や漁港などの施設のうち、荷役作業などに利用している施設は、土地利用の状況等から防護対象としない地域も存在する。

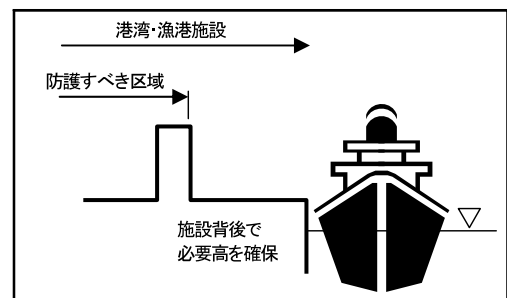


図-4.1-1 防護すべき区域

#### (2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪などの外力は、想定外のものが発生するなど、大きさに幅があり、また、その対応方法にもソフト・ハード対策など種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は、以下のとおりとする。

##### ○高潮

“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた計画高潮位に対して防護することを目標とする。

##### ○波浪

港湾海岸は、原則として50年再現確率に対応する波浪に対して防護することを目標とする。一般の海岸及び漁港海岸は、原則として30年再現確率に対応する波浪に対して防護することを目標とする。ただし、背後の土地利用の状況等に応じて、柔軟に対応していく。

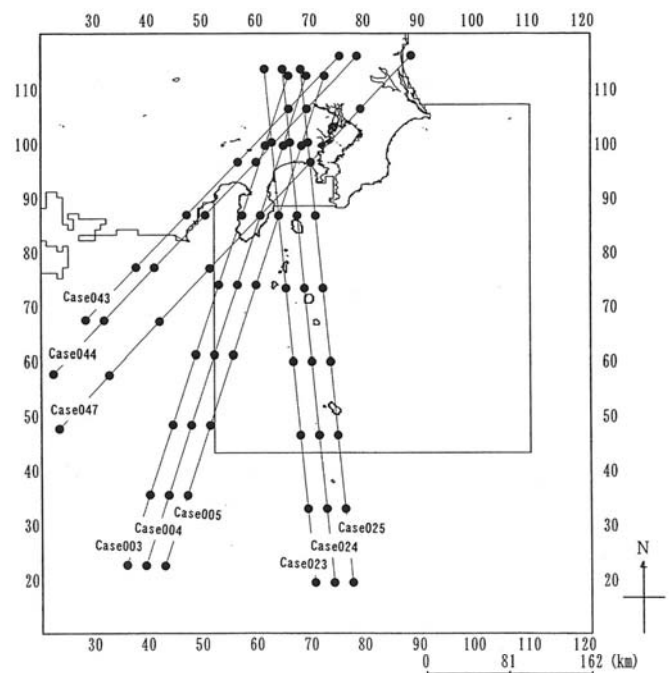


図-4.1-2 台風の想定コース

## ○津波

人命保護に加え、住民財産の保護、地域経済活動の安定化などの観点から、頻度の高い津波を対象に、海岸保全施設等の整備を進めていく。

また、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守る事を最優先とし、住民等の避難を軸に、避難対策、土地利用など、ハード・ソフト施策を組み合わせた総合的な津波対策の確立を検討する。

なお、地域の実情等を勘案した海岸保全施設等の防護水準の確保についても検討する必要がある。

## ○海岸侵食

現状の汀線を保持することを基本的な目標とし、必要に応じて、適切な勾配の維持を含めて、砂浜海岸全体の回復を図る。

## ○その他

長期的には、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化も今後想定されるが、潮位観測等の継続的实施による影響把握を基本目標とし、国や沿岸自治体との連携を図り、必要に応じて防護水準に加味していく。

<神奈川県沿岸 海岸保全施設の防護水準の考え方について>

○海岸保全施設の天端高の考え方

海岸保全施設の天端高は、高潮・波浪に対して必要となる高さとして津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を設定する。この水位を前提に海岸の利用や環境、景観、経済性、維持管理の容易性などを総合的に考慮して天端高を設定するものとする。

高潮や波浪対策のための施設の計画天端高の設定は、一般に以下の式に表される。(図-4.1-3)

この計画天端高の考え方は、朔望平均満潮位 (H.W.L) 時に、設計対象の高潮と波浪が同時に発生することを想定しており、うちあげ高にて決定する方法、越波流量にて決定する方法、余裕を見込んだ偏差量にて決定する方法等がある。また、背後地の安全性を確保しつつ、「環境」、「利用」へ配慮すれば、その他の設定方法も考えられる。

津波に対して必要となる高さ (施設の計画天端高) は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」(平成23年7月8日)に基づき、数十年から百数十年に一回程度発生する頻度の高い津波を対象に設定することとする。(図-4.1-4) なお、最大クラスの津波に対しては「減災」の考えに基づき避難を中心としたソフト対策を重視することに努める。

$$\text{計画天端高【高潮・波浪】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{高潮偏差} + \text{うちあげ高} + \text{余裕高}$$

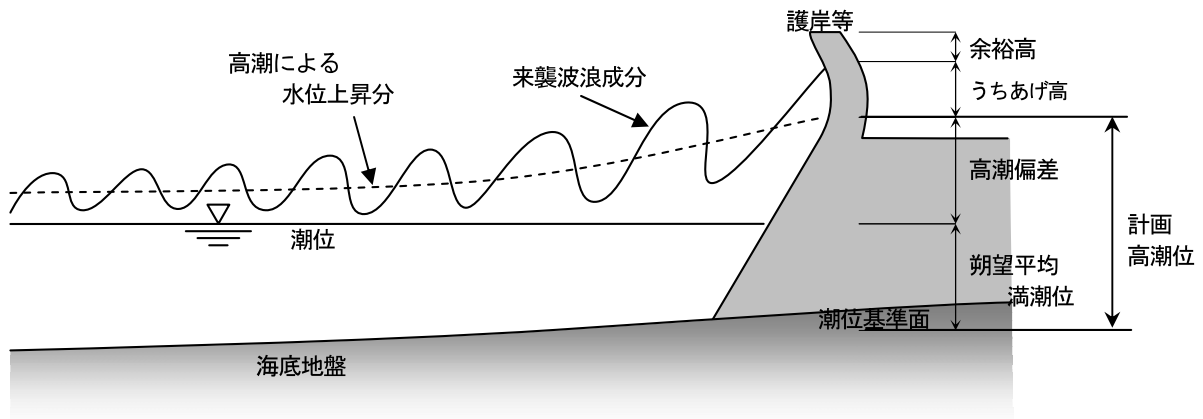


図-4.1-3 高潮・波浪に対する計画天端高の設定方法の模式図

$$\text{計画天端高【津波】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{津波高 (せり上がり考慮)} + \text{余裕高}$$

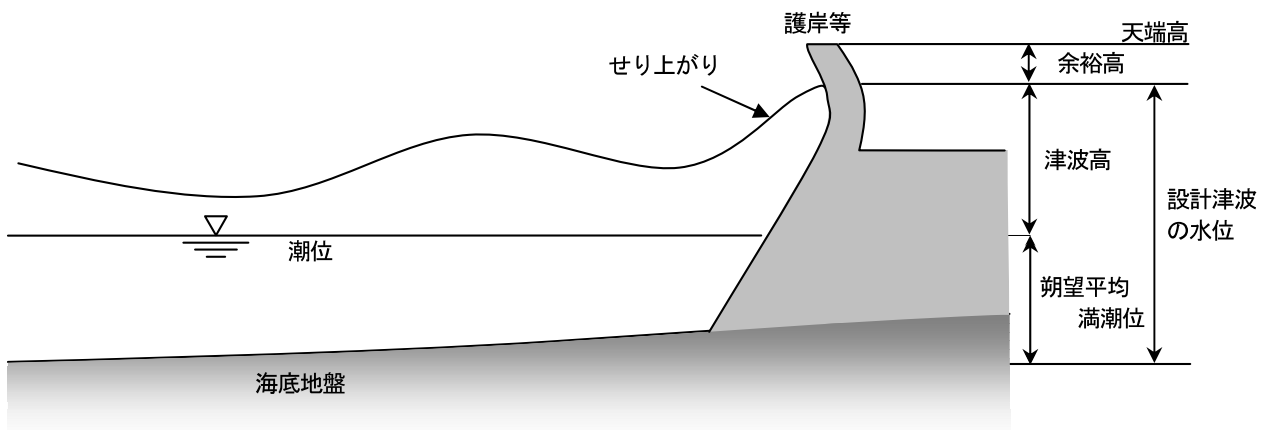


図-4.1-4 津波に対する計画天端高の設定方法の模式図

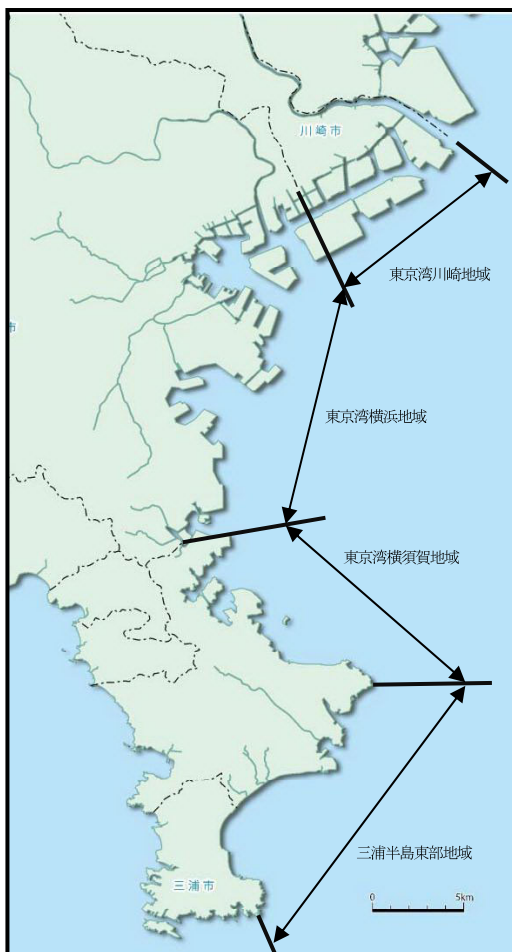
○東京湾沿岸（神奈川県区間）の設計水位表（案）

以下の表は、「湾の形状や山付け等の自然条件」等により海岸を広域的に捉えた地域海岸における設計水位を示したものである。この設計水位を基に各海岸の目指すべき天端高を設定する。

今後、実施にあたって整備する天端高は、目指すべき天端高を基に、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。

表-4.1-1 地域海岸毎のうちあげ高の水位と設計津波の水位比較表

| 地域海岸区分 |          | 高潮に対する防護水準                         | 津波に対する防護水準                        | 設計水位③<br>(①と②を比較) |
|--------|----------|------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|
|        |          | うちあげ高の水位①<br>注1)、注2)<br><br>(T.P.) | 設計津波の水位②<br>注1)、注3)<br><br>(T.P.) |                   |
| 東京湾沿岸  | 東京湾川崎地域  | +2.666m ~ +3.03m                   | +2.5m                             | +2.666m ~ +3.03m  |
|        | 東京湾横浜地域  | +2.71m 注4)                         | +2.6m                             | —                 |
|        | 東京湾横須賀地域 | +2.3m ~ +6.5m                      | +1.8m                             | +2.3m ~ +6.5m     |
|        | 三浦半島東部地域 | +1.9m ~ +6.4m                      | +3.7m                             | +3.7m ~ +6.4m     |



注1) 各水位は、各地区毎の防護ラインにおいて、直壁護岸とした場合の高さをいう。

注2) 図4.1-3〔計画高潮位（朔望平均満潮位+高潮偏差）+うちあげ高（横須賀市は、越波流量を考慮した高さ）〕を示した値。

注3) 図4.1-4〔朔望平均満潮位+津波高（せり上がり考慮）〕を示した値。

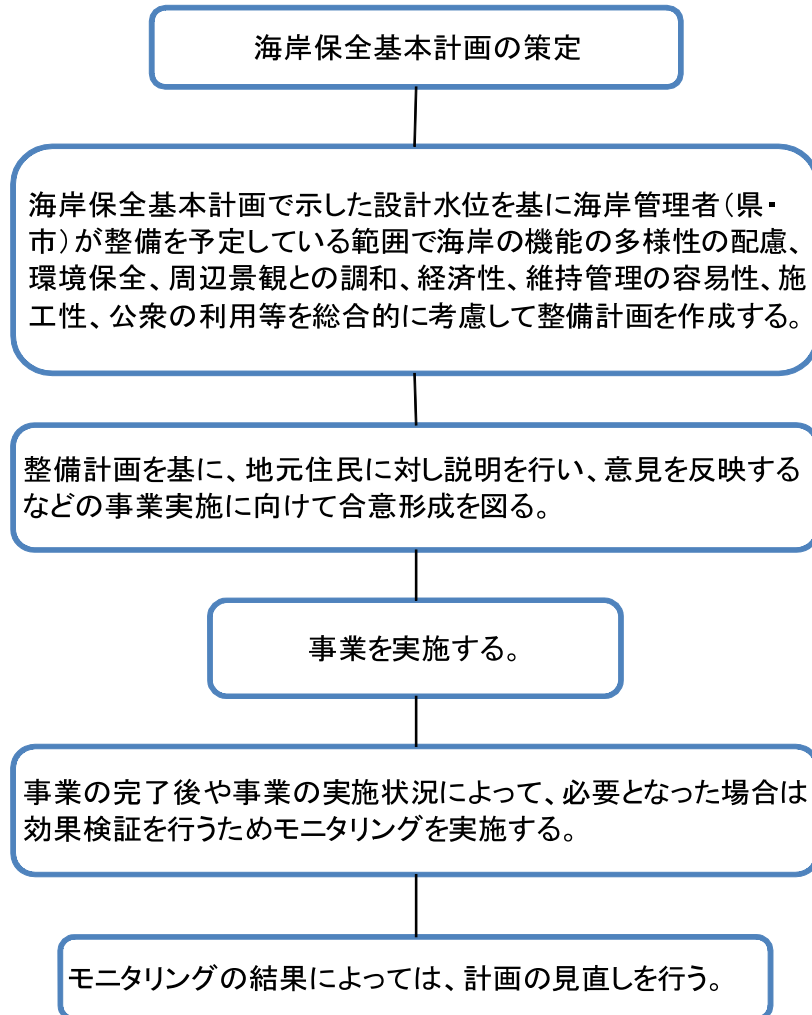
注4) 高潮偏差は、[平成11年度東京湾高潮対策調査報告書（平成12年8月）、運輸省第二港湾建設局企画課]の成果より、各海岸に対して最悪となる偏差を抽出し、地形的特性等を考慮し区間毎に計画値を設定する。なお、横須賀市の追浜地区については、上記の成果がないことから、同条件で計算された[東京湾の大規模高潮浸水想定（平成21年4月2日公表）、国土交通省港湾局]の成果を補完的に用いて設定する。

注5) 東京湾横浜地域（横浜市）は、海岸保全区域を設定していないが、旧運輸省の推算した高潮偏差に基づき高潮に対する防護水準を定めている。埋立など港湾整備の中でその確保を図っている。

図-4.1-5 地域海岸位置図

## 海岸保全施設等の整備フロー(例)

海岸保全基本計画の策定から整備後までの流れについて、一例を示したものであり、実際の整備に当たっては、逆の手順となったり、繰り返したりする場合があることに留意する。



## 4.2 海岸の保全に関する施策

海岸防護の目標を達成する目的から、「海岸の防護のための施策」を以下に示す。また、基本理念を踏まえ、「海岸環境の整備及び保全のための施策」、「海岸における公衆の適正な利用を促進するための施策」についても、併せて示す。

### (1) 海岸の防護のための施策

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくために、関係住民、漁業者、海岸利用者など地域の意向を十分配慮し、地域との連携が図れるよう努めるものとする。

#### ① 海岸保全施設の計画的・段階的整備

県民生活の安全を確保する目的から、高潮・波浪や侵食、津波等の海岸災害からの防護に重点をおいた対策が必要であり、沿岸の海象特性や地形特性等に応じて、適切な対策を検討し、計画的・段階的に整備を進めることが肝要である。既存の堤防や護岸等の海岸保全施設については、老朽化対策を検討する必要がある。特に、背後地に多くの資産を抱える地区については、地震・水害（高潮、津波、地下空間への浸水等）に対する防護の観点から、施設の老朽化対策に加え、施設の耐震補強や液状化対策についても長期的に取り組んでいく。さらに、中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」によると「海岸保全施設等については、設計対象の津波高を越えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくことが必要である。」とある。また、三浦海岸の砂浜やリアス式海岸に点在する砂浜等においては、長期的かつ広域的な視点より、侵食対策を検討する必要がある。

なお、海岸保全は、地区海岸毎の、防災上あるいは利用、環境の多様性を十分に考慮して検討を行うとともに、費用とそれから生まれる効果などを踏まえて計画・実施するものとする。

#### ② 環境及び利用に配慮した海岸保全基本計画

海岸災害からの防護に当たっては、「海岸環境の整備及び保全」及び「海岸における公衆の適切な利用」を図り、これらが調和した総合的な海岸の管理を実現することであるが、今後、計画・実施に当たっては関係住民、漁業者、海岸利用者などの意見を聴き、海岸保全の多様な面のバランスを考慮し、策定していくものとする。

都市機能の拡充、港湾施設としての利用や海岸環境の保全などをバランスさせつつ、可能な限り自然の営力の活用も含めて検討することとする。特に海岸堤防は、嵩上げにより産業活動への影響や利用上の制約、海岸へのアクセスの分断、景観への影響なども懸念されるため、防災面のみならず、環境及び利用にも配慮していく。

海岸の整備にあたって、海岸につながる通路等の開口部については、津波、高潮・波浪等により波の浸入が想定されるため、海岸管理者と通路等の管理者が技術協力等、安全を確保出来るように連携を図るよう努める。

#### ③ 海岸保全区域の変更（黄色線：数値チェック&必要に応じて修正）

神奈川県沿岸は、約 280km の延長に対して約 46km の海岸保全区域が設定されている。背後地の資産状況や開発計画の進捗に合わせ、適宜、海岸保全区域の変更を行っていくことが必要である。

現在、海岸保全区域を設定していない自治体については、必要に応じて海岸保全区域の設定について検討する。参考までに、海岸法の改正により一般公共海岸区域が新設されたが、現在、神奈川県沿岸では約 5km の一般公共海岸区域が設定されている。

#### ④ 都市機能・物流拠点との整合

都市機能、物流拠点が臨海部に集積している神奈川県沿岸では、防災を目的とする面的整備を推進する上で、港湾施設の維持管理が今後、重要な位置づけとなる可能性がある。



港湾のみならず海岸保全施設の維持・管理・更新は、都市基盤整備の重要課題であり、利用や景観上も神奈川県沿岸のイメージを形成する重要な要素であるため、環境・利用面からの配慮も必要である。

⑤ 潮位観測等の継続的実施

長期的な視点から見た地球温暖化による海面上昇への対応のため、気象・海象や水質等に関するモニタリングデータを継続的に収集していく。モニタリングの結果、ならびに国内外の研究機関の動向に基づき、必要に応じて温暖化による海面上昇量を防護水準に加味していく。

⑥ 地域（都市）と一体となった防災対策の推進

海岸保全施設の整備などハード面の対策の他に、災害発生時の避難経路や避難場所の確保、緊急時支援物資の貯蔵などソフト面の対策も必要であり、県及び各市で作成されている地域防災計画の充実を図ると共に、市町村間の広域的連携を図っていく。

海岸における具体的なソフト対策として、津波をはじめ高潮・波浪等の気象注意報・警報情報を表示し、危険を知らせる津波情報盤、津波の浸水区域等を示した津波情報看板を設置している。また、海岸利用者に対して津波警報・注意報の発令を知らせるオレンジフラッグの掲出の推進や情報の周知を図ることが必要である。

また、日ごろから初等教育等による防災教育、後世への伝承、防災訓練への参加や、行政機関が作成するハザードマップ等を基に、避難経路や避難場所を確認するなど、行政をはじめ、地域や企業の一人ひとりが発災時に自ら考え、行動できる力を身につけることが重要となる。



津波情報盤 (三浦海岸)



津波情報看板 (三浦海岸)



津波情報看板の記載内容 (三浦海岸)

## (2) 海岸環境の整備及び保全のための施策

### ① 自然環境の一体的保全・創造

神奈川県沿岸には、日本でも有数の工業地帯やその産業活動を支える港湾が立地し、その発展の経緯から沿岸域の多くが埋め立てによる人工的な海岸となり、生物の生息環境として重要な干潟・藻場等の浅場は減少している。しかし、三浦半島先端部の帯状に発達した砂浜・岩礁地帯の海岸植生、観音崎のイノデータブ群集等の特定植物群落、観音崎から釧崎周辺にかけて帯状に分布する藻場、アカウミガメの生息・繁殖地等、貴重な動植物やその生息環境が現在でも確認されている。また、県指定天然記念物である叶神社や白髭神社の社叢林など海岸背後地の自然環境は、生息環境としてのみならず沿岸域の文化的環境としても重要な存在であり、海岸はこうした背後地と一体的に捉えられるべきである。

こうした観点から、背後地を含めた沿岸域の自然環境の保全に努めるとともに、土地利用の再編に伴う海岸事業等の際には、周辺の土地利用特性や自然特性等を考慮しながら、砂浜や干潟の回復・再生や藻場の造成、海岸緑地の再生・創造等を研究機関やNPO等との調整・連携・支援を図っていく。

また、東京湾に流入する汚水による環境負荷は、富栄養化による赤潮の発生等、生物環境にも大きなダメージを与える他、漁業等の生産活動にも大きな影響を与える。特に、工場等の事業系の排水とともに、一般家庭から排水される生活系の排水による水質の汚染が懸念される。

したがって、海域のみならず、下水道や水処理施設の高度化など河川流域や内陸部との連携による水質・底質環境の維持・改善に努め、海岸美化活動や海岸域でのイベント活動等の機会を通じて、住民の生活と海岸環境との関わりについての理解と協力を積極的に推進していく。

### ② 地域（都市）一体となった海岸美化活動推進

河川等からの東京湾への汚水の流入のほか、漂着ごみや海岸利用者によって放置されたゴミや釣り糸・針等は、沿岸域の生物環境に大きな影響を及ぼすのみならず、海岸の美的環境を著しく損なう原因となっており、神奈川県沿岸域の利用者や海岸利用者のモラルの向上が望まれている。

このような状況下、東京湾においては国土交通省関東地方整備局や港湾管理者による東京湾クリーンアップ大作戦等の海岸美化活動が行われているが、県としてもバックアップする立場で海岸の清掃活動を推進し、こうした活動やイベント等を通じて海岸利用者のモラル意識向上を図るとともに、住民主体による日常的な海岸美化活動等を積極的に支援していく。

## ③ 事故による海岸汚染への対応

環境庁では大規模油流出事故への対応を目的とした「1990年の油汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」(OPRC条約)を受けて1995年12月に閣議決定された「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」の円滑な推進を図るため、油汚染事件発生時の環境保全の観点から脆弱性沿岸海域図を作成・公開している。

海上保安庁では官民一体となった対処が必要との認識から、官民合同の調整・防除機関である協議会の設置、民間の防除機関である海上災害防止センターの指導・育成等、関係機関相互の協力体制の強化を進めている。東京湾沿岸においては、「東京湾排出油防除協議会」、「三浦半島排出油防除協議会」、油防除の専門家らからなる「横浜機動防除基地」等が設置されており、油汚染事故発生時に甚大な影響を受ける自然環境の把握に努めるとともに、国や東京湾沿岸自治体等関係各所との連携を図り、このような広域災害時の協力体制を強化し、事故時の迅速・適切な対応について検討していく。

## (3) 海岸における公衆の適正な利用を促進するための施策

## ① 地域の特性に即した親水空間の整備

京浜工業地帯として工業的な土地利用が卓越する川崎市や、港とともに歩んできた都市の歴史と現代的都市空間が水辺と融合する横浜市の都心臨海部、リアス式の複雑な海岸地形を有し、自然環境の多く残る横須賀市や三浦市等、神奈川県沿岸の海岸地形特性や水際線の利用特性、周辺の土地利用特性は非常に多様性に富んでいる。

港湾施設や工場が集積する地域等は、今後も引き続き物流や生産活動を通じて地域の発展を支える重要な地域である。こうした地域については、土地利用の再編等に応じて水際線の開放、親水空間の拠点的整備に取り組むほか、運河を利用した水上交通等による沿岸域利用の促進を図っていく。

海水浴利用等により多数の利用者が訪れる砂浜海岸等については、誰もが水際線にアクセス可能なユニバーサルデザインに配慮した海岸保全施設等の整備・充実を図っていく。この際、砂浜海岸や背後地の自然との調和を損なわないよう海岸保全施設等の設計・配置に十分配慮する。

## ② 親水空間のネットワーク化によるアクセスの充実と広域的利用の促進

港湾や工業地域等の埋立地前面の土地利用状況、海岸の地形的条件等を考慮すると、アクセス可能な水際線を増やすことが現実的には困難な場所が存在する。また、三浦半島先端の一部は、地理的にアクセスの利便性が必ずしも満足できるものではない状況にある。

このような観点から、土地利用再編や交通体系の見直し等の関連計画に対応・連携してアクセスルートを整備するとともに、海上ルートや海上クルーズ等の既存の海上交通網を活用した新たな広域的な「海遊ルート」の形成、運河の活用、神奈川県「三浦半島ぐるり一周プロムナード」構想等と連携し水辺を結ぶ散策路の整備等、海陸交通網の連携によって各地の拠点を結ぶ親水空間のネットワーク化を図り、広域的な利用・交流と各拠点の活性化を促進していく。また、海陸交通網を基盤に、海洋性レクリエーションや漁業・地場産業・観光・商業・サービス業等の多様な連携によって地域の活性化を促進し、広域的に多様な親水の間を提供していく。

### ③ 地域の歴史・文化資産の発掘と継承・振興

神奈川県は東京湾沿岸には地域の歴史や文化にまつわる数多くの文化財が存在し、それらにまつわる祭り等の海岸を利用したイベントも開催されている。

住民の地域に対する誇りと愛着、海岸に対する意識の向上を図るため、地域が一体となって地域独自の歴史・文化資産や観光資産の掘り起こしを図るとともに、散策ルートの提案、海岸利用マップの作成、イベントの開催等による広報活動を通じて広くその普及に努め、広域的な海岸利用の促進、地域の活性化を図っていく。

### ④ 沿岸域の適正な利用の推進

東京湾には、首都圏の経済活動を支える物資輸送用の船舶が多数出入りしているほか、漁業利用、遊漁、海上クルーズ、海洋性レクリエーション利用等、沿岸域は高密度に利用されている。

沿岸域の適正で安全・快適な利用を図るため、海洋性レクリエーション参加者への法令・条例遵守の呼びかけ、監視体制の構築、係留施設の整備等により、総合的な不法係留対策を推進していく。また、プレジャーボート等海洋性レクリエーション利用に供する沿岸域の設定や海岸利用のルールづくりを検討し、海岸利用者への情報提供・普及を推進していく。

### 4.3 ゾーン毎の施策

#### (1) ゾーン区分

神奈川県沿岸について、海岸の特性、環境特性、利用状況、行政区域等から、以下のように9つのエリアと、4つのゾーンに区分した。

表-4.3-1 神奈川県沿岸のゾーニング

| 行政界  | ゾーン       | エリア        | 備考                              |
|------|-----------|------------|---------------------------------|
| 川崎市  | ⑦川崎ゾーン    | ⑦-1 川崎エリア  | 川崎区<br>(川崎港)                    |
| 横浜市  | ⑧横浜ゾーン    | ⑧-1 横浜エリア  | 鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区<br>(横浜港) |
| 横須賀市 | ⑨横須賀ゾーン   | ⑨-1 長浦エリア  | 追浜、深浦、長浦                        |
|      |           | ⑨-2 本港エリア  | 米軍基地、横須賀本港、新港、平成                |
|      |           | ⑨-3 馬堀エリア  | 大津・馬堀、走水、観音崎                    |
|      | ⑩浦賀・三浦ゾーン | ⑩-1 浦賀エリア  | 鴨居、浦賀、川間東、久里浜                   |
|      |           | ⑩-2 北下浦エリア | 野比、北下浦漁港                        |
|      |           | ⑩-3 三浦エリア  | 三浦海岸（県管理）                       |
|      |           | ⑩-4 間口エリア  | 金田漁港～剣崎                         |

※ゾーン、エリアの番号について、①～⑥は、千葉県、東京都が対象

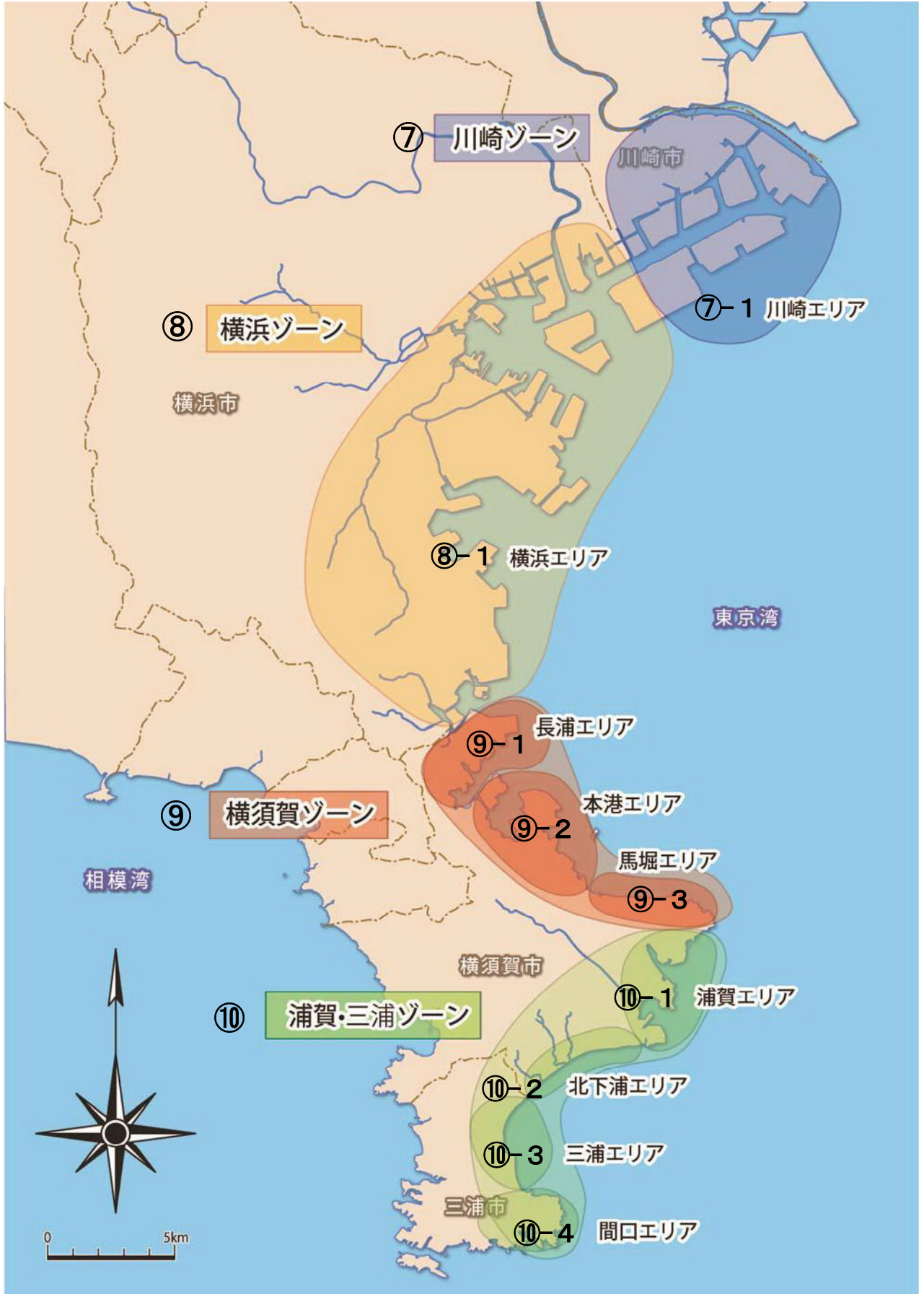


図-4.3-1 東京湾沿岸のゾーン区分図

## 【各ゾーンの特徴】

## ⑦川崎ゾーン

川崎ゾーンは、東京都界の多摩川から横浜市との行政界までの海岸線区間とする。

元々の地形は、多摩川の沖積平野に位置し、海域は遠浅海岸だったが、現在は前面に埋立地が張り出して、その人工地盤上に日本有数の工業地帯である京浜工業地帯の工場群が立地している。海岸保全施設は最奥部に位置しており、その前面には工場や港湾施設が立地する埋立地が存在するため、波浪の影響は受けにくい地域である。陸域は、京浜工業地帯の中核地区であり、その土地利用は、東扇島、千鳥町及び夜光等の商業地域を除き、臨海部のほぼ全域が工業専用地域となっている。

土地利用上海岸利用の観点での制約はあるが、工業地帯の呈する独特の景観を有しており、現在工場夜景として人気を博している。

この区間は、埋立地最奥部の白石町から小島町（旧末広町）に至る海岸線 13,515m が川崎市長管理の海岸保全区域に指定されている。

## ⑧横浜ゾーン

横浜ゾーンは、川崎市との行政界から横須賀市との行政界までの海岸線区間とする。

元来の地形は、鶴見川やその他の河川がつくる沖積低地上に発展した都市であり、海岸は比較的遠浅の海岸であったが、現在の沿岸地域の陸域は、ほぼ全域が埋立造成によって形成された海岸線である。この埋立地に日本を代表する国際コンテナ戦略港湾としての港湾施設と工業地帯が形成されており、用途地域上も商業地域（港湾地区）及び工業地域がほぼ全域を占めている。しかし、一方で、みなとみらい地区や新港地区などは港と共に発展した横浜市の歴史・文化と現代の都市の機能・賑やかさ華やかさを併せ持つ都市と水域とが融合した現代的な水辺空間を形成しており、また、金沢区ではベイサイドマリーナや海の公園、八景島等のレクリエーション空間が形成されるなど、これらは横浜の沿岸域の新しい大きな魅力となっている。

横浜市の沿岸は、大部分が横浜港港湾区域であり、既定の計画高さまではこれまでの港湾整備等によって確保されており、海岸保全区域は指定されていない。

## ⑨横須賀ゾーン

横須賀ゾーンは、横須賀市夏島町地先（横浜市との行政界）から横須賀市鴨居地先の観音崎までの海岸線区間とする。

陸域は、標高 100m以下の丘陵地をバックにし、その丘陵地と海岸に挟まれた細長い平坦地に市街地・住宅地が形成されている。この区間の原海岸地形は、リアス式海岸、岩礁・砂浜海岸であるが、走水・観音崎地区を除くほぼ全域が埋立による人工海岸となっている。

海岸は、観音崎を境に比較的静穏な水域である東京湾内湾部に位置するが、特に大津・馬堀地区の海域は東京湾の海底谷から発する幾つかの支谷が伸びる比較的急深な海域で、高波浪が発生しやすい性質を持っており、順次、高潮対策事業が実施されている。

米軍基地及び関連する米軍関連施設、海上自衛隊関連施設が存在する特徴的な地域を有し、その周辺の横須賀本港・新港地区臨海部は、横須賀市の拠点として商業・業務系の機能が集中する他、様々な都市機能や物流機能、居住機能等が集中する複合的土地利用が進んでいる。こうした機能とともに「ヴェルニー公園」、「三笠つり公園」、「うみかぜ公園」、「海辺つり公園」が整備され、JR 横須賀駅からこれらを結びながら観音崎に至る「海と緑の 10,000m プロムナード」が海岸沿いに整備されている。一方、走水・観音崎地区の岩礁・砂浜は、海水浴、釣り、磯遊びの場として多くの人々に利用されており、追浜・深浦・長浦地区は大部分が生産系の産業が多く立地する工業地域である。

全区間が横須賀港港湾区域であり、米軍基地などを除く海岸の大部分は、横須賀市管理の海岸保全区域に指定されている。

## ⑩浦賀・三浦ゾーン

浦賀・三浦ゾーンは、三浦半島の南東部に位置し、横須賀市鴨居地先の観音崎から東京湾沿岸の終点である劔崎までの海岸線区間とする。

陸域の大部分を丘陵地・台地とし、海岸は、横須賀市野比海岸から三浦市の金田漁港以北まで続く、大きく緩やかな曲線を描く浜地形を中心に、その南北に複雑な地形の出入を持つリアス式地形を有した、自然海岸の原地形形態を特徴とする海岸である。

海岸は観音崎を境とする東京湾外湾部に当たり、波浪の影響を受けやすい地域であり、海岸と背後の丘陵・台地に挟まれた細長い低平地に、住居地域を主とした市街地、あるいは工業地域が形成されている。

沿岸域は、砂浜海岸やリアス式の岩礁海岸等の自然的海岸地形を活かした海水浴、釣り、磯遊び等の利用が盛んで、その他ボードセーリングや遊漁、漁業利用等による沿岸利用の輻輳が進んでいる。風致地区や近郊緑地保全地区に指定される丘陵地・台地や自然海岸を背景として、随所に観光名所、公園、散策路等を配しながら、漁港や住宅地等の生活の風景が溶け込んだゾーンである。

横須賀市の海岸の大部分が横須賀市長管理の海岸保全区域に、金田漁港以北の三浦市の海岸が神奈川県知事管理の海岸保全区域に指定され、金田漁港以北の三浦市の海岸が漁港を除き一般公共海岸区域となっている。



## 【各エリアの特性】

## ⑦-1 川崎エリア

川崎エリアは、東京都界の多摩川から横浜市との行政界までの海岸線区間とする。

元々の地形は、多摩川の沖積平野に位置し、海域は遠浅の海岸だったが、現在前面に埋立地が張り出して、その人工地盤上に日本有数の工業地帯である京浜工業地帯の工場群が立地している。海岸保全施設は最奥部に位置しており、その前面には工場や港湾施設が立地する埋立地が存在するため、波浪の影響は受けにくい地域である。陸域は、京浜工業地帯の中核地区であり、その土地利用は、東扇島、千鳥町及び夜光等の商業地域を除き、臨海部のほぼ全域が工業専用地域となっている。

土地利用上海岸利用の観点での制約はあるが、工業地帯の呈する独特の景観を有しており、現在工場夜景として人気を博している。

この区間は、埋立地最奥部の白石町から小島町（旧末広町）に至る海岸線 13,515m が川崎市長管理の海岸保全区域に指定されている。

## ⑧-1 横浜エリア

横浜エリアは、川崎市との行政界から横須賀市との行政界までの海岸線区間とする。

元来の地形は、鶴見川やその他の河川がつくる沖積低地上に発展した都市であり、海岸は比較的遠浅の海岸であったが、現在の沿岸地域の陸域は、ほぼ全域が埋立造成によって形成された海岸線である。この埋立地に日本を代表する国際コンテナ戦略港湾としての港湾施設と工業地帯が形成されており、用途地域上も商業地域（港湾地区）及び工業地域がほぼ全域を占めている。しかし、一方で、みなとみらい地区や新港地区などは港と共に発展した横浜市の歴史・文化と現代の都市の機能・賑やかさ華やかさを併せ持つ都市と水域とが融合した現代的な水辺空間を形成しており、また、金沢区ではベイサイドマリーナや海の公園、八景島等のレクリエーション空間が形成されるなど、これらは横浜の沿岸域の新しい大きな魅力となっている。

横浜市の沿岸は、大部分が横浜港港湾区域であり、この中に柴漁港、金沢漁港があり既定の計画高さまではこれまでの港湾整備等によって確保されており、海岸保全区域は指定されていない。

## ⑨-1 長浦エリア

長浦エリアは、横須賀市夏島町地先（横浜市との行政界）から横須賀市田浦港町地先までの海岸線区間とする。海岸は、追浜地区と吾妻島とに挟まれた長浦湾沿岸で、大小の入り江を持つリアス式海岸を形成している。

追浜地区を中心とした沿岸部は埋立により開発が進み、臨海部の大部分は生産系の産業が多く立地して工業地帯を形成しており、一部に米軍・海上自衛隊関連施設が立地する。都市計画の用途地域上は、追浜地区は工業専用地域、その他大部分が工業地域（一部、準工業地域）である。

深浦湾及び長浦湾奥部（田浦港町・長浦町）に面する海岸等が、海岸保全区域に指定されている。

## ⑨-2 本港エリア

本港エリアは、横須賀市長浦町1丁目地先から横須賀市平成町3丁目地先までの海岸線区間とする。

陸域沿岸部は、標高 50～60m の台地を背後にし、崖地形の下部前面に広がった埋立地である。海岸は、東京湾の内湾部に位置し、東京湾の西南に面したリアス式の人工海岸である。海域はやや遠浅であるが、東京湾の海底谷から伸びる支谷が存在する。

物流拠点や官公庁等の他、横須賀本港・新港地区には、米軍基地及びそれに関連する米軍関連施設及び海上自衛隊関連施設が多く立地する特徴的な地区であり、更にその背後には、業務系の機能が集積する横須賀市臨海部の都市的拠点となっている。

沿岸には、「記念艦三笠」が停泊する「三笠公園」、「うみかぜ公園」や「海辺つり公園」が整備され、観光客や、散策や釣りを楽しむ人々で賑わっており、公園、都市機能、住宅、物流、米軍など様々な分野の機能が集中した地域である。

本区間は、全区間が横須賀市長管理の横須賀港港湾区域であり、米軍基地などを除く区間が海岸保全区域に指定されている。

## ⑨-3 馬堀エリア

馬堀エリアは、横須賀市三春町4丁目地先から横須賀市鴨居4丁目地先の観音崎までの海岸線区間とする。

陸域は、商業施設や住宅等が立地する大津地区、宅地造成に伴う埋立地である馬堀地区と標高100m以下の丘陵地を背後にした崖地形の下部に発達する走水地区に区分される。海岸は、東西に伸びて東京湾を北側に臨み、リアス式の岩礁海岸、砂浜海岸、人工海岸からなっている。海域は、東京湾の海底谷から幾つかの支谷が伸び、比較的急深で高波浪を発生し易い性質を持っている。このため、馬堀地区では平成7年・8年の台風による高潮のために背後の住宅地が浸水被害を受け、国土交通省（京浜港湾事務所）直轄事業により高潮対策事業が実施された。大津地区では度重なる高潮・越波被害や護岸の老朽化対策として、現在、高潮対策護岸の整備が進められている。また、走水地区においては、砂浜海岸の一部が侵食する傾向にある。

大津地区及び馬堀地区は、埋立造成地上に商業施設や住宅が密集し、一方、走水地区は海岸と崖地との間に発達する狭い隆起平坦地へ細長く住宅等が建ち並んでいる。

沿岸には、走水神社や走水隧道、横須賀市風物100選に選ばれている走水の「水道水源地」などの名所があり、海岸沿いには「海と緑の10,000メートルプロムナード」も整備されている。また、走水地区には砂浜があり海水浴場として利用され、閑静な住宅地等と背後の豊かな自然とが調和した風景美を持つエリアである。

全区間が横須賀市長管理の横須賀港港湾区域内にあって、これらの区域は海岸保全区域に指定されている。

## ⑩-1 浦賀エリア

浦賀エリアは、横須賀市鴨居3丁目地先から横須賀市野比久里浜9丁目地先（東京電力横須賀火力発電所）までの海岸線区間とする。

陸域は、標高50～100mの丘陵地・低山地とそれらが侵食されて形成された平野や谷地形を成し、その最大の平坦地は平作川河口部である。海岸は、一様に東京湾浦賀水道の北西側に面し、浦賀湾、久里浜湾を有するリアス式の岩礁海岸であり、一部岬部の突端部は埋め立てられかもめ団地や横須賀火力発電所等として利用されている。海域は比較的急深で、高波浪を発生し易い性質を持っている。

比較的広い平野を形成する平作川河口部背後には住宅や事業所、店舗等の資産が集中しているが、それ以外は、埋立地又は海岸と崖地との間に発達する狭い隆起平坦地に細長く住宅等が建ち並んでいる。沿岸には、東叶神社、愛宕神社の樹蒼、横須賀市風物100選に選ばれている燈明堂等の名所がある。資産の集中する区域と美しい自然が残る区域が混在し、リアス式地形の海岸沿いに住宅地が調和した風景を呈するエリアである。

地形的に良港が多く、全区間横須賀市長管理の横須賀港港湾区域内に位置し、浦賀港や東京湾フェリーの定期航路がある久里浜港等が存在する。これらの区域は一部地域を除き海岸保全区域に指定されている。

## ⑩-2 北下浦エリア

北下浦エリアは、横須賀市野比5丁目地先から三浦市との行政界までの海岸線区間とする。陸域の南西側は、なだらかに傾斜する段丘地形を呈し、北東側は丘陵地形を呈している。海岸は、金田湾の北側に位置し、やや幅の狭い砂礫海岸と一部には岩礁が露出し、緩やかにカーブを描く形態が特徴である。

沿岸部は比較的平坦地であり、国道134号の背後は住宅地や商業施設が全体的に形成されている。また、県道久里浜港線に沿った区間は、やや地形的にも高いため、住宅は少ないが、景観がよく、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター等が設置されている。

沿岸には、白髭神社の樹蒼、長岡半太郎記念館や若山牧水夫婦歌碑などの名所もあり、北下浦海岸の長く続く汀の景観は横須賀風物100選の一つであり、農地と住宅地が織りなす風景や、自然と保養地の香りを残すエリアである。

全体的に遠浅な海岸であるが、ゾーン南にある北下浦漁港付近の沖合は、東京湾の海底谷から伸びてくる支谷が存在し、波の拡散・収れんを受け易い場所に位置する。このため、全域にわたり護岸前面の砂浜が侵食する傾向にあり、侵食対策として離岸堤等の整備が進められている。

本区間は横須賀市長管理の横須賀港湾区域と北下浦漁港区域内に位置し、全区間が海岸保全区域に指定されている。

## ⑩-3 三浦エリア

三浦エリアは、三浦市上宮田地先の北下浦漁港南側端から三浦市南下浦町金田地先にある金田漁港の北側端までの海岸線区間とする。陸域は、なだらかに傾斜する段丘地形を呈している。海岸は、一様に金田湾の西側に面し、比較的幅の広い緩やかにカーブを描く砂浜海岸が特徴である。全体的に遠浅な海岸であるが、本区間北端の北下浦漁港付近の沖合は、東京湾の海底谷から伸びてくる支谷が存在し、波の拡散・収れんを受け易い場所に位置する。

比較的平坦地であり、国道134号や県道上宮田金田三崎港線の背後等は三浦市の市街地が全体的に形成されており保全対象は多い。また、全区間が堆積傾向にある砂浜であり、遠浅海岸でもあるため海水浴場の適地となっている。そして、海岸には岩礁が海上に露出した特異な地形や古墳などもあり、田園と住風景がミックスし、自然と歴史の香りを残すエリアである。

全区間が神奈川県知事管理の海岸保全区域に指定されており、T.P.+5m以上の護岸が整備されている。

## ⑩-4 間口エリア

間口エリアは、三浦市南下浦町金田地先にある金田漁港を含む区間から東京湾沿岸の終点である劔崎までの海岸線区間とする。

三浦半島の南東部に位置し、陸域は一様に標高30m前後の台地である。海岸は、東京湾へ突き出しており、三浦市雨崎より南側は東京湾西側に面し、北側は金田湾の南側に面する平磯隆起海岸地形を呈し、入り組んだリアス式の海岸線が特徴である。沖の海底地形は、海脚部の尾根地形を呈しており、波の収れんを受け易い場所に位置する。

背後地は、間口漁港、大浦海岸、金田漁港周辺の低平坦地で小集落が形成されているのみで保全対象は少ない。全区間が近郊緑地保全区域に指定され、磯伝いに「三浦・岩礁のみち」が通り、また、岩礁海岸の間に砂浜の残る大浦海岸はポケットビーチとなっており、原海岸風景と漁港風景を兼ね備え持つ手つかずの自然が残るエリアである。

本区間は、海岸保全区域には指定されていないが、間口漁港、金田漁港の他は、一般公共海岸区域となっている。

(2) ゾーンごとの施策

各ゾーンおよびエリアごとの「海岸の防護」、「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用促進」に関する施策を、以下に示す。

表-4.3-2 ゾーン毎の施策一覧表（防護）

| 施策                   | 川崎ゾーン   | 横浜ゾーン   | 横須賀ゾーン   |   | 浦賀・三浦ゾーン   |  |   |  |
|----------------------|---|---|--|---|--|--|---|--|
|                      |   |   | 長浦エリア  | 馬堀エリア   | 浦賀エリア  | 北下浦エリア   | 三浦エリア   | 間口エリア  |
| 海岸保全施設の計画的・段階的整備     | <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設の適切な維持・管理を実施する。</li> <li>また、液状化対策の実施や最大クラスの津波を想定した防護水準の確保を検討していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設はないが、高潮による被害から市民を守るため、施設整備や避難誘導策など必要な取組を実施していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤などの外郭施設が比較的整備されているため、波浪からの遮蔽効果が期待できるが、高潮からの防護に主眼を置いた対策が重要である。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>高潮や波浪からの防護に主眼を置いた対策が重要である。大津・馬堀地区では高潮対策に取組み、走水地区では、侵食対策を検討していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤などの外郭施設が比較的整っているため、波浪からの遮蔽効果が期待でき、相対的に津波より高潮が高いので、高潮からの防護に主眼を置いた対策が重要である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>相対的に津波より高潮が高いので、高潮や波浪からの防護に主眼を置いた対策が重要である。北下浦漁港地区及び野比海岸では、砂浜の侵食対策に取組み、</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>本エリアは相対的に津波より高潮が高潮防護水準をほぼ満足しているため、海岸保全施設の適切な補修・維持・管理を実施する。</li> <li>老朽施設の更新の際は、背後地の状況等を考慮し、計画的・段階的な整備を実施していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設は無いが、高潮や津波に対しては背後地の利用状況等を考慮しながら必要な防護を検討していく。</li> </ul> |
| 環境・利用に配慮した海岸保全基本計画   | <ul style="list-style-type: none"> <li>背後地の土地利用転換等に合わせた環境や利用にも配慮した海岸保全施設を検討する。</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の土地利用状況に応じて、環境や利用に配慮した計画を検討していく。</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境や現在の港湾利用、市民利用に配慮する。</li> <li>将来計画に当たっては、港湾の開発、利用を規定する港湾計画、環境のあり方を規定する港湾環境計画と一体的に策定する。さらに、背後地域のまちづくりに資するよう配慮していく。</li> </ul> |   |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境や利用に配慮する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>現況の自然環境の保全に努めていく。</li> </ul>                                  |
| 海岸保全区域の変更            | <ul style="list-style-type: none"> <li>将来的な土地利用動向等を見ながら、適宜、検討していく。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>将来的な土地利用動向や防護対策のあり方を検討し、適宜海岸保全区域を設定していく。</li> </ul>              |  |   |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>将来的な土地利用動向、海岸保全の必要性等を見ながら、適宜、検討していく。</li> </ul>  |  |
| 都市機能・物流拠点との整合        | <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾・産業機能の維持・発展を基本的な目標とする。</li> <li>土地利用転換等に応じて、利用や環境に配慮した検討を行う。</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性に応じて、利用や環境に配慮した検討を行う。</li> </ul>                             |  |   |  |  |   |  |
| 潮位観測等の継続的実施          | <ul style="list-style-type: none"> <li>潮位等のデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>潮位等のデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>横須賀市環境基本計画に基づき、潮位・水質環境等に関するデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。</li> </ul>  |   |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>潮位等のデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。</li> </ul>  |  |
| 地域（都市）と一体となった防災対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「川崎市地域防災計画」、「川崎市臨海部防災対策計画」等との連携を図っていく。</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市防災計画との連携を図っていく。</li> <li>情報の公開により住民の防災意識の高揚を図っていく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画に基づき、防災当局との連携をとっていく。</li> </ul>   |   |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画との連携を図っていく。</li> </ul>   |  |

表-4.3-3 ゾーン毎の施策一覧表（環境）

| 施策            | 川崎ゾーン  | 横浜ゾーン   | 横須賀ゾーン   |   | 浦賀・三浦ゾーン   |   |   |  |   |   |   |   |   |
|---------------|--|---|--|---|--|---|---|--|---|---|---|---|---|
|               |  |   | 長浦エリア  | 馬堀エリア   | 浦賀エリア  | 北下浦エリア  | 三浦エリア   | 間口エリア  |   |   |   |   |   |
| 自然環境の一体的保全・創造 | <ul style="list-style-type: none"> <li>背後地の土地利用転換等に合わせ、他事業との連携を図りながら、緑地の創造、水と緑のネットワークの形成等について検討していくとともに、海岸施設の整備の際には水生生物に配慮した構造を可能な限り取り入れるよう検討していく。</li> <li>水質等に関する継続的なモニタリングを実施していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>水質の改善や環境負荷の低減対策を関係諸機関と連携して推進する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>防衛省、米軍施設が沿岸部に点在し、沿岸の多くが石積やコンクリートの人工的海岸域である。環境モニタリングを実施することにより、水質環境等を監視していく。</li> <li>海岸事業実施時において、環境に配慮した構造も検討していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>走水地区では豊かな漁場環境の維持に配慮した砂浜保全を検討する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部に自然海岸が残っており、海岸事業実施時において、海域環境への負荷を軽減できるよう、十分に配慮していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然海岸が残っており、侵食対策により砂浜の保全に努める。走水、観音崎のアマモ場や磯場、砂浜など、生物生息に適した場の保全に努める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>藻場等の海域生物相や陸域の生物相、緑地環境に配慮し、背後地を含めた沿岸域の自然環境の一体的な保全に努めていく。</li> <li>背後地の自然や海域の自然との調和の取れた施設整備を検討していく。</li> <li>海浜植生等、貴重な生物の生息が確認されており、現況の自然環境の保全に努めていく。</li> </ul> |  |   |   |   |   |   |
|               |  |   |  |   |  |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域（都市）一体となった海岸美化活動推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント等の機会を活用して、公共財産としての海岸の美化への意識の高揚を図っていく。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>NPO や市民による自主的な海岸清掃活動等を支援していく。</li> <li>イベント等による海岸利用の促進を図りつつ、公共財産としての海岸の美化への意識の高揚を図っていく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>人工的な護岸が大部分であるが、水際線に公園等が点在しており、施設管理者と連携を図りながら沿岸部の景観・美化活動を推進していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸におけるマナーの向上やボランティア等による環境美化を推進する。（里親制度）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>NPO や市民による自主的な海岸清掃活動等を支援していく。</li> <li>イベント等による海岸利用の促進を図りつつ、公共財産としての海岸の美化への意識の高揚を図っていく。</li> </ul> |
|               |  |   |  |   |  |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>事故による海岸汚染への対応</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について引き続き実施していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について検討していく。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について検討していく。</li> </ul>                         |   |   |

表-4.3-4 ゾーン毎の施策一覧表（利用）

| 施策                              | 川崎ゾーン   | 横浜ゾーン  | 横須賀ゾーン  |  | 浦賀・三浦ゾーン   |   |  |  |
|---------------------------------|---|--|---|--|--|---|--|--|
|                                 |   |  | 長浦エリア   | 馬堀エリア  | 浦賀エリア  | 七下浦エリア  | 三浦エリア  | 間口エリア  |
| 地域の特性に即した親水空間の整備                | <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインに配慮した施設の導入について検討していく。</li> <li>背後地の土地利用転換等に合わせ、他事業との連携を図りながら、水際線の開放について検討していく。</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性に応じて、水際線の開放や親水空間の整備について検討していく。</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>防衛施設が点在している沿岸部の水際線へのアクセスが可能となるよう検討していく。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「海と緑の10,000mプロムナード」の区間であるため、関係部局と連携して検討していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>造船所跡地利用計画と一体的に検討していく。</li> <li>自然海岸が残る部分は、その保全に配慮していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然海岸の保全に配慮していく。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>遊歩道等、利用に配慮した親水空間の整備を進める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業拠点として海の総合的な活用のあるあり方につき、関係諸機関と連携しながら検討していく。</li> </ul> |
| 親水空間のネットワーク化によるアクセスの充実と広域的利用の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「川崎緑の基本計画」、「かわさき臨海のもりづくり緑化推進計画」等と連携ととりながら、親水空間等の充実を進めていく。</li> <li>他事業・他市との連携を図りながら、親水空間のネットワーク化、海陸アクセスのあり方等について検討していく。</li> </ul> |  |   |  |  |   |  |  |
| 地域の歴史・文化遺産の発掘と継承・振興             | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民やNPO等と連携しながら、イベント等を通じた地域資産の発掘と普及を進めていく。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>NPO や地域住民と連携しながら、歴史や文化の保存に配慮する。</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区に残された歴史・文化遺産の保全及び自然、景観に配慮する。</li> </ul>   |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用マップの作成等を視野に入れ、NPO や地域住民と連携しながら、散策ルートの提案、イベントを通じた地域資産の発掘と普及を積極的に進めていく。</li> <li>NPO や地域住民によるガイドボランティア等を支援していく。</li> </ul> |  |  |
| 沿岸域の適正な利用の推進                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な対策を検討していく。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の放置防止に関する条例の活用などにより、沿岸域の適正な水域利用を進めていく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾内の船舶航行や一般公衆の港湾・海岸利用等に障害となる不法係留艇等に対し規制し、<u>放置等禁止区域の指定</u>とその受け皿となる係留・保管施設の整備により、<u>適正な水域利用を推進していく。</u></li> </ul> |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般公衆の海岸利用等に障害となる不法係留艇の総合的対策を<u>進め</u>ていく。</li> </ul>   |  |  |

## 第5編 海岸施設の整備に関する基本的事項

第5編では、第2編に示した自然的・社会的特性や目標等に基づき、海岸の保全のために実施する海岸保全施設の整備計画及びこれによる受益の地域について示す。

### 5.1 施設整備の意義

神奈川県沿岸は、首都圏に位置し、背後地に人口や都市機能が高度に集積している。第2編で述べたように、東京湾は南西に開口部をもった細長く浅い地形であるため、内湾部では、台風などによる高潮の影響が大きく、風向きによっては、例外的に波浪が大きくなる。これに加え、地盤沈下に伴うゼロメートル地帯などの低地帯に生命・財産が集積していることから、高潮・波浪等による浸水の危険性が高い。

神奈川県沿岸の海岸保全施設は、伊勢湾台風を契機に集中的に整備されたため、建設後30～40年経過したものもあり、老朽化が進展しているものや耐震性が十分確保されていないものが存在する。南関東地震など大規模地震の発生も想定されているため、施設の耐震性を確保することや、外湾部における津波対策が重要となっている。

また、神奈川県沿岸に残された貴重な砂浜等では、河川からの流出土砂の減少や、土砂動態の変化などにより、侵食が進行している箇所が見られる。このため、国土の保全とともに、首都圏住民の憩いの場や生物の生息環境を保全する観点から、砂浜等の侵食を防止することが重要である。



H.8年 台風17号による浸水  
(神奈川県横須賀市)



H.7年 台風12号による越波  
(神奈川県横須賀市)

神奈川県沿岸は、背後に首都圏の多くの人口や都市機能を抱えているため、計画的な施設整備を進め、高潮や津波、侵食などの自然災害に対する安全性を確保していく必要がある。

このため、海岸に作用する外力や地域特性に応じて、ソフト対策なども含め、適切な防護方式や施設配置などを検討し、効果的な施設整備を行っていく。加えて、既存の施設について、適切な維持管理を行い、必要に応じて老朽化対策や耐震性の向上、液状化対策を図ると共に、設計対象の津波高を超える津波が来襲し、海岸堤防等の天端を越流することにより、海岸堤防が破壊、倒壊する場合であっても、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した、粘り強い海岸堤防等の構造上の工夫を検討していく。これらにより、首都圏の安全で安心できる暮らしを守っていく。

また、整備にあたっては、防護だけでなく、水生生物への配慮や景観の形成、水際へのアクセス確保など、環境や利用面にも十分配慮して、首都圏の暮らしと活力をささえる、快適で美しい海岸や水辺を創造していく。

### 5.2 整備計画の位置づけ

整備計画では、ゾーン毎の目標等に基づき、各海岸において実施しようとする整備の対象区域及び整備方針を示す。

各海岸における整備計画は、現時点での海岸の現況特性、地元住民の意向や現地の実態に即した基本的な実施内容及び実施箇所を示している。そのため、今後の地元住民との調整、背後や水域利用の状況等の変化に応じて、適切な整備を推進していく。

また、整備予定となっていない箇所や既に整備が終わっている箇所についても、今後、新たに整備が必要となる場合も予想され、部分的な変更が生じることも考えられるので、整備計画は、今後の状況の変化に応じて見直しを行うなど、適切な措置を行っていく。

表-5.1-1 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項（その1）

| ゾーン名      | 番号 | 海岸名・地区名等      | 区市町村<br>(管理者) | 所管  | 整備方針  | 平面図 | 受益の地域    |
|-----------|----|---------------|---------------|-----|---|-----|----------|
| ゾーン<br>川崎 | 1  | 川崎港           | 川崎市（市）        | 港湾局 | 安全で快適な海岸づくりに向けて海岸保全施設の適正な機能維持を図り、背後地の土地利用転換等に<br>合わせて海岸保全施設の見直しを行い、運河等を活用した親水空間や緑地の創出に努め、水と緑のネ<br>ットワークの形成を図る。 <u>また、液状化対策の実施や最大クラスの津波を想定した防護水準の確保を<br/>検討していく。</u> | 1   | 工業・住宅・商業 |
| ゾーン<br>横浜 | 2  | 横浜港（鶴見地区）     | 横浜市（市）        | 港湾局 | 高潮による被害から市民を守るため、施設整備や避難誘導対策など、必要な取組を実施していく。  | 2   | 住宅・商業    |
|           | 3  | 横浜港（内港地区）     |               |     |   |     |          |
|           | 4  | 横浜港（山下・本牧地区）  |               |     |   |     |          |
|           | 5  | 横浜港（根岸湾周辺地区）  |               |     |   |     |          |
|           | 6  | 横浜港（金沢地区）     |               |     |   |     |          |
|           | 7  | 金沢漁港（平潟湾周辺地区） | 横浜市（市）        | 水産庁 | 高潮による被害から市民を守るため、施設整備や避難誘導対策など、必要な取組を実施していく。  | 2   | 住宅・商業    |
| 横須賀ゾーン    | 8  | 横須賀港（追浜地区）    | 横須賀市（市）       | 港湾局 | 工業専用地域としての土地利用を尊重しつつ、隣接する横浜市との連携を図りながら、水際線の開放<br>や生物多様性、水質浄化等の向上を図る。  | 3   | 工業       |
|           | 9  | 横須賀港（深浦地区）    | 横須賀市（市）       | 港湾局 | 水際線を開放し、地域住民のレクリエーションや憩いの場として親水空間の機能向上を図る。  | 3   | 住宅地      |
|           | 10 | 横須賀港（長浦地区）    | 横須賀市（市）       | 港湾局 | 横須賀港らしい景観と親水性を創出し、水とのふれあいの楽しめる親水空間を整備する。  | 3   | 工業・防衛    |
|           | 11 | 横須賀港（本港地区）    | 横須賀市（市）       | 港湾局 | 防衛関連施設による独特の景観を生かした親水空間を整備する。   | 3   | 公園・防衛    |
|           | 12 | 横須賀港（新港地区）    | 横須賀市（市）       | 港湾局 | <u>高潮越波に対する防護施設を整備するとともに</u> 、三笠公園などの自然、歴史資産を保全、活用しつつ、<br>親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。   | 3   | 公園・港湾    |
|           | 13 | 横須賀港（平成地区）    | 横須賀市（市）       | 港湾局 | <u>海辺</u> つり公園などの親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。  | 3   | 港湾       |

所管：水管理・国土保全局（国土交通省水管理・国土保全局所管）、港湾局（国土交通省港湾局所管）、水産庁（農林水産省水産庁所管）



表-5.1-2 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 (その2)

| ゾーン名     | 番号 | 海岸名・地区名等       | 区市町村<br>(管理者) | 所管            | 整備方針   | 平面図 | 受益の地域     |
|----------|----|----------------|---------------|---------------|--|-----|-----------|
| 横須賀ゾーン   | 14 | 横須賀港 (大津・馬堀地区) | 横須賀市 (市)      | 港湾局           | 高潮越波に対する防護施設を整備する <del>とともに</del> 、市民の憩いの場として、港湾利用と環境(景観、親水、生物生息)の調和した施設を整備する。                                   | 3   | 住宅地       |
|          | 15 | 横須賀港 (走水地区)    | 横須賀市 (市)      | 港湾局           | 自然海浜を保全するとともに、海岸侵食を防止する施設を整備する。  | 3   | 住宅地       |
|          | 16 | 横須賀港 (観音崎地区)   | 横須賀市 (市)      | 港湾局           | 良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が迫る地域においては高潮、越波から防護する施設を整備する。   | 3   | 住宅地・森林    |
| 浦賀・三浦ゾーン | 17 | 横須賀港 (鴨居地区)    | 横須賀市 (市)      | 港湾局           | 良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が迫る地域においては高潮、越波から防護する施設を整備する。   | 4   | 住宅地       |
|          | 18 | 横須賀港 (浦賀地区)    | 横須賀市 (市)      | 港湾局           | 造船所跡などを中心とした再開発計画に沿った市民の交流、憩いの空間として活用するとともに、市街地が迫る地域においては高潮、越波から防護する施設を整備する。                                     | 4   | 住宅地・港湾    |
|          | 19 | 横須賀港 (久里浜地区)   | 横須賀市 (市)      | 港湾局           | 良好な自然環境の保全と既往の港湾利用との共生を図り、調和のとれた魅力ある臨海部空間を整備する。  | 4   | 住宅地・港湾・工業 |
|          | 20 | 横須賀港 (野比地区)    | 横須賀市 (市)      | 港湾局           | 隣接する漁港区域と連携して、 <del>砂浜を海岸侵食から防護して</del> 維持・再生できる施設を整備する。   | 4   | 住宅地・道路    |
|          | 21 | 北下浦漁港 (長沢地区)   | 横須賀市 (市)      | 水産庁           | 隣接する <del>港湾区域</del> と連携して、 <del>砂浜を海岸侵食から防護して</del> 維持・再生できる施設を整備する。  | 4   | 住宅地・道路    |
|          | 22 | 北下浦漁港 (津久井地区)  | 横須賀市 (市)      | 水産庁           | 隣接する <del>港湾区域</del> と連携して、 <del>砂浜を海岸侵食から防護して</del> 維持・再生できる施設を整備する。  | 4   | 住宅地・道路    |
|          | 23 | 三浦海岸 (三浦地区)    | 三浦市 (県)       | 水管理・国土<br>保全局 | 全区間が堆積傾向にある砂浜であり、海水浴場の適地となっている。そして海岸には岩礁が海上に露出した特異な地形や古墳などもあり、田園と住風景がミックスし、自然の香りを残している。そのため整備する場合はこうした資源を活用していく。 | 5   | 住宅地・森林    |

所管：水管理・国土保全局 (国土交通省水管理・国土保全局所管)、港湾局 (国土交通省港湾局所管)、水産庁 (農林水産省水産庁所管)